

特別企画：暴力団排除条例に関する企業の意識調査

暴力団排除条例の認知度は 78.3%

～契約書に「暴排条項」を設けている企業は 16.6%～

はじめに

10 月 1 日に東京都と沖縄県で「暴力団排除条例」（暴排条例）が施行され、これにより全都道府県で「暴力団排除条例」が施行されることになった。条例施行により、暴力団と関係があったり、暴力団へ利益を提供するなどした企業の社名公表や行政処分が全国で相次いでおり、公表されたことなどで取引を打ち切られて破たんする企業も出てきた。企業にとって、暴排条例への対応はコンプライアンス（法令遵守）上、重要な経営問題の一つになりつつある。

帝国データバンク（TDB）は、暴排条例の認知度や暴力団など反社会的勢力への対策、行政への要望について調査した。調査期間は 2011 年 10 月 19 日～31 日。調査対象は全国 2 万 2924 社で、有効回答企業は 1 万 746 社（回答率 46.9%）。

なお、同様のアンケートをしたのは今回が初めて。

調査結果(要旨)

回答のあった 1 万 746 社のうち、

- (1) 暴力団排除条例について、**暴力団排除条例の内容を「知っている」**と回答した企業は 8413 社（構成比 78.3%）となった。
- (2) 暴力団排除条例の施行にあわせ、**「原則、契約書へ暴排条項を入れることにしている」**と回答した企業は 1789 社（構成比 16.6%、複数回答、以下同）にとどまる一方で、**「当面具体的な対策を取る予定は無い」**と回答した企業は 4151 社（同 38.6%）となった。
- (3) 暴力団など反社会的勢力等に **「不当な利益供与を要求された」**企業は 997 社（構成比 9.3%、複数回答、以下同）となった。
また、**「既存取引先が後になって反社会的企業であることが判明した」**ことがある企業が 235 社（同 2.2%）あった。
なお、暴力団からの要求が **「特に無い」**と回答した企業は 8913 社（同 82.9%）だった。
- (4) 行政に望むことについては、**「相談窓口の設置」**が 5883 社（構成比 54.7%、複数回答、以下同）、**「警察や関連組織主導の対策組織の立ち上げ」**が 5386 社（同 50.1%）となった。
一方、「行政に望むことはない」とした企業も、778 社（同 7.2%）あった。

1. 暴力団排除条例の認知度は78.3%

表1のように、有効回答企業1万746社の暴力団排除条例の内容に関する認知度は、全体では「知っている」と回答した企業が8413社（構成比78.3%）、「知らない」が1284社（同11.9%）、「分らない」が1049社（同9.8%）となった。

業種別で見ると、「知らない」と回答した業種は、金融業が134社中6社（同4.5%）、不動産業も269社中18社（同6.7%）だった。金融業と不動産業は、業界団体からの指導等もあり、暴力団排除条例に関する意識が高かった。

表1. 暴排条例の内容認知

	(構成比%, カッコ内社数)			
	知っている	知らない	分らない	合計
全体	78.3 (8,413)	11.9 (1,284)	9.8 (1,049)	100.0 (10,746)
大企業	83.8 (770)	7.3 (67)	8.9 (82)	100.0 (919)
中小企業	77.8 (7,643)	12.4 (1,217)	9.8 (967)	100.0 (9,827)
農・林・水産	88.1 (37)	7.1 (3)	4.8 (2)	100.0 (42)
金融	85.8 (115)	4.5 (6)	9.7 (13)	100.0 (134)
建設	85.1 (1,252)	8.0 (118)	6.9 (102)	100.0 (1,472)
不動産	86.6 (233)	6.7 (18)	6.7 (18)	100.0 (269)
製造	74.8 (2,268)	13.7 (415)	11.5 (350)	100.0 (3,033)
卸売	76.8 (2,553)	13.5 (450)	9.7 (322)	100.0 (3,325)
小売	73.7 (350)	15.2 (72)	11.2 (53)	100.0 (475)
運輸・倉庫	78.1 (318)	9.8 (40)	12.0 (49)	100.0 (407)
サービス	81.2 (1,265)	10.0 (155)	8.8 (137)	100.0 (1,557)
その他	68.8 (22)	21.9 (7)	9.4 (3)	100.0 (32)

2. 暴力団排除条例対策、16.6%が「暴排条項」を設定

表2のように、有効回答企業1万746社のうち、全体では「原則、契約書に暴排条項を入れることにしている」企業は1789社（構成比16.6%、複数回答、以下同）にとどまった。

大企業に関しては、919社中327社（同35.6%）となった一方、中小企業では、9827社中1462社（同14.9%）にとどまった。

業種別で見ると、「原則、契約書に暴排条項を入れることにしている」企業は、金融業が134社中80社（同59.7%）、不動産業は269社中158社（同58.7%）で過半となったのに対し、製造業は3033社中307社（同10.1%）にとどまり、その他業種を除けば最も割合が低かった。

表2. 暴排条例対策として現在行っていること（複数回答）

表2-2. 対策別対策として現在行っていること（複数回答）													(構成比%, カッコ内社数)	
	原則、契約書へ「暴排条項」を入れることにしている	警察と定期的に相談できる体制を作っている	弁護士と定期的に相談できる体制を作っている	社内研修を行っている	社内に専門の対応部署を設けている	社外研修を行っている	近いうちに何らかの対策を導入する予定がある	何をすればよいか分からない	当面具体的対策をとる予定はない	その他				
全体	16.6 (1,789)	10.7 (1,150)	18.7 (2,008)	6.1 (652)	3.0 (318)	3.0 (318)	6.2 (667)	23.2 (2,490)	38.6 (4,151)	2.3 (249)	-	(10,746)		
大企業	35.6 (327)	23.7 (218)	36.3 (334)	14.7 (135)	10.7 (98)	2.8 (26)	5.2 (48)	7.5 (69)	21.5 (198)	2.7 (25)	-	(919)		
中小企業	14.9 (1,462)	9.5 (932)	17.0 (1,674)	5.3 (517)	2.2 (220)	3.0 (292)	6.3 (619)	24.6 (2,421)	40.2 (3,953)	2.3 (224)	-	(9,827)		
農・林・水産	16.7 (7)	11.9 (5)	31.0 (13)	11.9 (5)	7.1 (3)	0.0 (0)	4.8 (2)	21.4 (9)	28.6 (12)	2.4 (1)	-	(42)		
金融	59.7 (80)	32.8 (44)	35.8 (48)	31.3 (42)	17.9 (24)	8.2 (11)	3.7 (5)	9.7 (13)	9.0 (12)	0.7 (1)	-	(134)		
建設	24.0 (353)	15.2 (224)	18.1 (267)	9.0 (133)	4.1 (60)	7.6 (112)	6.9 (101)	19.8 (291)	30.5 (449)	1.9 (28)	-	(1,472)		
不動産	58.7 (158)	19.0 (51)	24.9 (67)	10.4 (28)	2.6 (7)	3.7 (10)	6.7 (18)	10.0 (27)	14.5 (39)	1.9 (5)	-	(269)		
製造	10.1 (307)	10.1 (306)	17.2 (521)	3.9 (117)	2.3 (70)	2.0 (62)	5.6 (170)	25.8 (781)	43.0 (1,303)	2.6 (80)	-	(3,033)		
卸売	11.9 (395)	6.0 (201)	15.8 (524)	3.7 (123)	1.6 (54)	1.7 (56)	6.1 (203)	26.5 (880)	44.9 (1,493)	2.2 (74)	-	(3,325)		
小売	14.9 (71)	15.4 (73)	26.1 (124)	8.8 (42)	3.2 (15)	4.0 (19)	8.0 (38)	23.8 (113)	30.7 (146)	2.1 (10)	-	(475)		
運輸・倉庫	15.7 (64)	15.5 (63)	22.6 (92)	7.4 (30)	4.2 (17)	2.2 (9)	6.9 (28)	18.7 (76)	33.7 (137)	2.0 (8)	-	(407)		
サービス	22.5 (351)	11.4 (178)	22.4 (348)	8.4 (131)	4.3 (67)	2.5 (39)	6.3 (98)	18.9 (294)	35.0 (545)	2.7 (42)	-	(1,557)		
その他	9.4 (3)	15.6 (5)	12.5 (4)	3.1 (1)	3.1 (1)	0.0 (0)	12.5 (4)	18.8 (6)	46.9 (15)	0.0 (0)	-	(32)		

一方、暴力団排除条例施行対策として、「当面、具体的対策をとる予定はない」と回答した企業は、全体では4151社（同38.6%）となった。

3. 暴力団からの不当要求、小売業が 17.7%

表3のように、有効回答企業 1 万 746 社のうち、全体では「不当な利益供与を要求された」と回答した企業は 997 社（構成比 9.3%、複数回答、以下同）となった。

規模別で見ると、大企業は 919 社中 77 社（同 8.4%）にとどまるのに対し、中小企業は 9827 社中 920 社（同 9.4%）となった。

一方、業種別で見ると、小売業は 475 社中 84 社（同 17.7%）が「不当な利益供与を要求された」と回答しており、その他業種を除けば最も割合が高かった。

具体的な事例として、自由回答 166 件中「書籍・高額商品の購入の要請」が 73 件にのぼった。

また、「既存取引先が後になって反社会的企業であることが判明した」ことがある企業は、全体では 235 社（同 2.2%）となった。

表3.これまでに体験したこと（複数回答）

	不当な利益供与を要求された	業務遂行に関して制止や方向転換の圧力を受けた	コンプライアンスに反する行為に加担するよう誘いを受けた	既存取引先が後になって反社会的企業であることが判明した	特になし	その他	
全体	9.3 (997)	3.0 (325)	1.4 (150)	2.2 (235)	82.9 (8,913)	1.7 (181)	- (10,746)
大企業	8.4 (77)	3.4 (31)	2.0 (18)	3.4 (31)	80.7 (742)	1.7 (16)	- (919)
中小企業	9.4 (920)	3.0 (294)	1.3 (132)	2.1 (204)	83.1 (8,171)	1.7 (165)	- (9,827)
農・林・水産	9.5 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.8 (2)	85.7 (36)	2.4 (1)	- (42)
金融	6.7 (9)	4.5 (6)	0.0 (0)	9.0 (12)	76.1 (102)	2.2 (3)	- (134)
建設	16.6 (244)	7.5 (111)	2.6 (39)	3.9 (57)	73.2 (1,077)	1.6 (24)	- (1,472)
不動産	9.7 (26)	6.7 (18)	1.9 (5)	6.3 (17)	79.6 (214)	0.4 (1)	- (269)
製造	6.9 (208)	1.6 (50)	0.9 (28)	1.0 (29)	86.6 (2,628)	1.8 (54)	- (3,033)
卸売	7.7 (256)	1.6 (54)	1.4 (45)	1.6 (54)	85.3 (2,835)	1.8 (59)	- (3,325)
小売	17.7 (84)	3.2 (15)	0.8 (4)	2.7 (13)	74.9 (356)	1.1 (5)	- (475)
運輸・倉庫	8.6 (35)	2.2 (9)	1.0 (4)	1.5 (6)	83.3 (339)	2.2 (9)	- (407)
サービス	8.0 (125)	3.9 (60)	1.5 (24)	2.8 (44)	83.6 (1,302)	1.5 (24)	- (1,557)
その他	18.8 (6)	6.3 (2)	3.1 (1)	3.1 (1)	75.0 (24)	3.1 (1)	- (32)

4. 行政に望むこと、相談窓口設置が 54.7%と最多

表4のように、有効回答企業 1 万 746 社のうち、全体では「相談窓口の設置」を望む企業が 5883 社（構成比 54.7%、複数回答、以下同）、「警察や関連組織主導の対策組織の立ち上げ」を望む企業が、5386 社（同 50.1%）となった。

一方、「行政に望むことはない」とした企業も、778 社（同 7.2%）あった。

表4.暴排条例施行に際して行政に望むこと（複数回答）

	相談窓口の設置（反社会的な企業や個人の可能性が感じられたときなど）	契約面でのアドバイス（暴排条項の導入など）	専門弁護士を紹介	警察や関連組織主導の対策組織の立ち上げ（地域対策や業界対策など）	組織情報の提供	行政に望むことはない	その他	
全体	54.7 (5,883)	15.7 (1,684)	10.8 (1,158)	50.1 (5,386)	34.9 (3,748)	7.2 (778)	2.1 (230)	- (10,746)
大企業	53.9 (495)	15.7 (144)	7.4 (68)	53.5 (492)	34.9 (321)	5.2 (48)	2.0 (18)	- (919)
中小企業	54.8 (5,388)	15.7 (1,540)	11.1 (1,090)	49.8 (4,894)	34.9 (3,427)	7.4 (730)	2.2 (212)	- (9,827)
農・林・水産	61.9 (26)	14.3 (6)	9.5 (4)	47.6 (20)	52.4 (22)	4.8 (2)	2.4 (1)	- (42)
金融	49.3 (66)	14.2 (19)	9.0 (12)	44.0 (59)	50.0 (67)	4.5 (6)	2.2 (3)	- (134)
建設	52.4 (771)	16.1 (237)	10.6 (156)	52.3 (770)	41.8 (615)	6.5 (95)	2.2 (32)	- (1,472)
不動産	56.5 (152)	20.8 (56)	8.2 (22)	54.6 (147)	39.8 (107)	6.3 (17)	1.1 (3)	- (269)
製造	54.9 (1,666)	14.6 (443)	11.1 (338)	49.0 (1,487)	33.4 (1,012)	7.2 (219)	2.3 (70)	- (3,033)
卸売	56.3 (1,872)	14.6 (484)	10.7 (357)	50.2 (1,668)	31.6 (1,050)	7.7 (256)	2.0 (66)	- (3,325)
小売	54.1 (257)	14.5 (69)	13.7 (65)	52.2 (248)	32.2 (153)	6.3 (30)	2.3 (11)	- (475)
運輸・倉庫	51.6 (210)	16.5 (67)	9.6 (39)	50.9 (207)	37.8 (154)	6.6 (27)	2.7 (11)	- (407)
サービス	54.3 (846)	19.1 (298)	10.4 (162)	49.1 (765)	35.9 (559)	7.8 (122)	2.1 (32)	- (1,557)
その他	53.1 (17)	15.6 (5)	9.4 (3)	46.9 (15)	28.1 (9)	12.5 (4)	3.1 (1)	- (32)

5. まとめ

今回のアンケート調査の自由回答欄において、「暴力団排除条例を条例ではなく法律として整備すべきだ」という意見や、「市民に丸腰で戦えといっているようなもの」と批判的な意見も散見される。

社会的に暴力団排除の風潮は一層進むであろうが、今回の調査では、「銃弾が打ち込まれた」（建設業）、「電線を切断された」（製造業）、「日々、暴力団との戦い」（製造業）などの深刻な事例も見られ、一層の警察の保護体制の充実が望まれている。

「大企業」「中小企業」の定義

業界	大企業	中小企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 東京支社情報部 担当：車（くるま）
TEL 03-5919-9341 FAX 03-5919-9348

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。